

白銀ボートパーク利用規則（施設使用遵守事項）

1. 被許可者は、自らの責任において、使用許可の対象とされた艇（許可艇）の保守・管理を行うこと。
2. 被許可者は、有償・無償を問わず、第三者に対し、この許可にもとづく地位の全部または一部を譲渡・貸与し、または担保に供してはならない。
3. 何人といえども、施設を改造してはならない。
4. 施設を破損した者は、自己の責任及び費用により原状に復旧する損害賠償の責を負う。
5. 被許可者は、施設内において、いっさいの営業行為及びこれに準ずる行為をしてはならない。
6. 被許可者は、許可艇を主たる住居、事務所または店舗として使用してはならない。
7. 施設内にゴミ等を投棄または放置してはならない。
8. 施設内（係船ビーム上を含む）に漁具等の個人の所有物を放置ならびに施設内を損傷させる用具の使用（舳いロープ以外のものを使用して係船するなど）をしてはならない。
9. 駐車場、係留施設、保管施設及び整備場など、指定されたスペースを利用するとともに、海上係留許可艇を上架整備する場合も許可を受けて使用すること。
10. 施設内で、スピーカー、パーティー等の騒音を発生させる行為や、花火、たき火等の裸火を使用してはならない。
11. 施設における出入り口の施錠は、出入りの都度、責任を持って行うこと。
12. 許可艇の船長並びに同乗者の行為が、第三者との間に紛争・事故等が発生した時は、自己の責任及び自己の費用負担により処理・解決することとし、管理者は、何ら責任を負わないものとする。
13. 許可艇の天災地変、第三者の行為、不可抗力等、管理者の責に帰すことが出来ない事由によって、許可艇等が、滅失、毀損し、盗難等の損害を被ったときは、管理者は責任を負わないものとする。
14. 許可艇の船長は、許可艇の出港に際し、最新の気象状況および海象状況を把握し、自己の責任において決定し、行動すること。
15. 台風、高潮等の異常気象、津波等の自然災害の場合、港湾管理者及び海上保安部等の指示があった場合、速やかに従うこと。
16. 管理者は、行事開催、保守・管理、工事等を実施する際に、利用を制限することができる。その際、異議申し立てや損害補償等の請求はできないものとする。
17. 被許可者が、青森県港湾管理条例や同海面漁業調整規制等の関係法令及び「白銀ボートパーク利用規則」に違反した場合は、管理者は被許可者の使用許可を取り消すことができる。
18. 被許可者は、使用許可期間が終了したとき、又は許可の取消しを受けたときは、直ちに使用施設を原状に復して返還し、出入り口の鍵は必ず管理者に返却すること。